

## 宇治田原町導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

宇治田原町における人口は、平成 17 年の 10,060 人をピークに令和 2 年国勢調査において 8,911 人になるなど減少傾向で推移しており、将来的には老年人口が増加する一方で、年少人口及び生産年齢人口の減少が予測されている。

町内の主要産業をみると、製造業では、昭和 62 年に京都府下初の民間主導型となる工業団地を分譲。その後「職住接近」を実現したテクノパークも誕生するなど現在約 70 社が稼働し、年間約 500 億円超の出荷高までに成長した。また、伝統産業である「茶業」では、「日本緑茶発祥の地」として高品質な緑茶を市場に提供するとともに、近年の諸外国における日本食ブームの影響や健康志向の高まりにより、輸出量、輸出額ともに増加傾向が続いている。

町内事業者の約 9 割以上が中小零細企業等であることから、経済情勢の影響を受けやすい状況になっているとともに、現在、管内における有効求人倍率（原数値）は、令和 4 年度では 1.76 倍の高水準となり、町内事業者において人手不足や後継者不足等の課題に直面している。

これらの商工業を取り巻く状況を踏まえ、本町においても平成 28 年 3 月には「第 5 次まちづくり総合計画」を策定し、商工団体と連携して、本町商工業の振興に向けた諸施策を進めてきたところであるが、さらなる町内中小企業の生産性向上を推進することにより、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者の育成と円滑な承継に向けた企業基盤の整備を支援していくことが喫緊の課題となっている。

#### (2) 目標

本計画により、町内中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内各企業における労働生産性の向上を促進し、さらなる本町の経済発展に資することを目指すものである。

これを実現するための目標として、計画期間中に約 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が、年率 3 % 以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本町の産業は、町内に工業団地を有することから、製造業を中心として卸売業、小売業、サービス業と多岐に渡っており、多種多様な業種それぞれが本町の経済・雇用を支えていることから、全ての産業において広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業におけるそれぞれの設備投資を支援することが必要であることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める指定設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本町の産業は、町の中心部、周辺部の市街地、山間地の広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

業種については、製造業を中心として卸売業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種それぞれが本町の経済を支えていることから、全ての産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発のほか、自動化の推進、AIやIoTの導入による業務効率化、省エネルギー化の推進など、産業や業種によって多様な事項が想定される。したがって、本計画において労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる取組全般を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月29日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 既存の雇用の安定を最優先とするため、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。なお、先端設備等の導入により、人員の配置転換や業務内容の変更等の処遇変更を伴うものについては、当該先端設備等に

より従業員の労働環境の改善や心身への負担軽減につながること又は今後予想される人員不足や技術承継等の経営課題に予め対応するものであるなど、中長期的に見て雇用の安定に資すると認められるものは認定の対象とする。

(2) 先端設備等導入計画の認定にあたり、以下の取組等に該当する事業又は事業者は、認定対象としない。

- ①健全な地域社会の発展に資するため、公序良俗を害するおそれのある事業や反社会的勢力との関係が認められる事業
- ②町税滞納者及び町税未申告者（国民健康保険税を含む。）
- ③その他適当でないと認められる事業又は事業者